

令和7年第1回大山町教育委員会

招集年月日 令和7年1月27日（月） 午前9時30分

招集場所 名和公民館 第1会議室

出席委員

1 番	門脇明子	2 番	向陽寛孝	3 番	兎山洋美
4 番	山本健一				

その他の出席者

日 程

1. 開会宣言（午前 時 分）

2. 議事日程

日程第 1 会議時間の決定 自 午前 時 分 至 午前 時 分

日程第 2 教育長報告並びに連絡事項

日程第 3 報告第 1 号 議会の議決を経るべき事件の議案について
（令和6年度大山町一般会計補正予算（第10号）教育委員会所管の予算）

日程第 4 議案第 1 号 令和6年度教育施設等工事計画の策定について

日程第 5 議案第 2 号 議会の議決を経るべき事件の議案について
（大山町立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に
関する条例を廃止する条例）

日程第 6 議案第 3 号 議会の議決を経るべき事件の議案について
（大山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部改正）

日程第 7 議案第 4 号 議会の議決を経るべき事件の議案について
（大山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・
子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

（裏面あり）

日程第 8 議案第 5 号 令和 6 年度準要保護児童生徒の認定の取り消しについて

日程第 9 議案第 6 号 令和 7 年度要保護・準要保護児童生徒の認定について

日程第 10 議案第 7 号 指定学校の変更について

日程第 11 議案第 8 号 区域外就学について

3. その他

4. 次回の開催日程 令和 7 年 2 月 日 () 午 時 分

5. 閉会宣言 (午前 時 分)

報 告 事 項

月 日	曜日	件 名
12 月 25 日	水	町内全中学校終業式、全員協議会、大山町議会本会議閉会(質疑・討論・採決)
26 日	木	スポーツ推進計画第4回策定委員会
27 日	金	仕事納め
1 月 3 日	金	成人式
5 日	日	消防出初式
6 日	月	春の七草探し(中山みどりの森・大山きゃらぼく保育園)
7 日	火	春の七草探し(大山保育所、名和さくらの丘保育園)、町内中学校始業式 西伯郡教育長会
9 日	木	町内小学校始業式、六長合同会議
10 日	金	連絡調整会議、県教委との意見交換
11 日	土	大山公民館(春の七草)
12 日	日	初区長会
14 日	火	県文化財課対応(赤松荒神祭)
15 日	水	同和対策協議会役員会
16 日	木	西伯郡小中学校校長ヒアリング(南部町)
17 日	金	西伯郡教育長会
21 日	火	教職員人事第1回教育長ヒアリング(米子市)
22 日	水	連絡調整会議、管理職会議、全員協議会、臨時議会
27 日	月	定例教育委員会

今 後 の 予 定

28 日	火	お正月大会(大山きゃらぼく保育園) 嘉手納町人材育成交流事業 歓迎式17:30(保健福祉センターなわ)
29 日	水	嘉手納町人材育成交流事業 スキー体験(だいせんホワイトリゾート)、公式歓迎会 18:30
30 日	木	嘉手納交流(大山西小)
31 日	金	嘉手納町人材育成交流事業 お別れ式8:00(名和公民館)
2 月 4 日	火	令和6年度合同研修会14:00(ヴィステテひえづ)交流・情報交換会18:00

報告第1号

議会の議決を経るべき事件の議案について

(令和6年度大山町一般会計補正予算(第10号) 教育委員会所管の予算)

令和7年第1回大山町議会臨時会の補正予算について、大山町教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年1月27日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

【参考】

○大山町教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則

(委任)

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(3) 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申出に関すること。

(臨時代理)

第3条 教育長は前条各号に掲げる事務について緊急に処理する必要があると認める場合において、教育委員会を招集するいとまがないとき、又は教育委員会の会議が成立しないときは、これを臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により前条各号に掲げる事務を臨時に代理したときは、次の教育委員会においてこれを報告しなければならない。

議案第1号

令和6年度教育施設等工事計画の策定について

令和6年度に実施する1件100万円以上の工事計画を策定することについて、承認を求める。

令和7年1月27日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

【参考】

○大山町教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則

(委任)

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(13) 1件1,000,000円以上の工事の計画の策定に関すること。

議案第 2 号

議会の議決を経るべき事件の議案について

(大山町立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する
条例を廃止する条例)

このことについて、町長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年
法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づく意見を求められたので、同意を求める。

令和 7 年 1 月 2 7 日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

【参考】

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育委員会の意見聴取)

第29 条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特
に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合にお
いては、教育委員会の意見をきかなければならない。

大山町立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償
に関する条例を廃止する条例

大山町立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例
(平成17年大山町条例第86号) は、廃止する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 3 号

議会の議決を経るべき事件の議案について

(大山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

このことについて、町長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づく意見を求められたので、同意を求める。

令和 7 年 1 月 27 日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

【参考】

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育委員会の意見聴取)

第29 条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

大山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年大山町条例第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(食事の提供の特例) 第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1) (略) (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、町の<u>栄養士又は管理栄養士</u>により献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士又は管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) (略) 2 (略)	(食事の提供の特例) 第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1) (略) (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、町の栄養士により献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士</u>による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) (略) 2 (略)

(職員)

第29条 (略)

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

(1)及び(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)
おおむね15人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 (略)

(職員)

第31条 (略)

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半分以上は保育士とする。

(1)及び(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)
おおむね15人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 (略)

(職員)

第44条 (略)

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人を下回ることはいできない。

(1)及び(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6

(職員)

第29条 (略)

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

(1)及び(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 (略)

(職員)

第31条 (略)

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半分以上は保育士とする。

(1)及び(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 (略)

(職員)

第44条 (略)

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人を下回ることはいできない。

(1)及び(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 お

<u>条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</u> <u>おおむね15人につき1人</u> (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 (略) (職員) 第47条 (略) 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)及び(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(<u>法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</u>) <u>おおむね15人に1人</u> (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 (略)	<u>おおむね20人につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</u> (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 (略) (職員) 第47条 (略) 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)及び(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 <u>おおむね20人に1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</u> (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 (略)
--	---

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第4号

議会の議決を経るべき事件の議案について

(大山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て
支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

このことについて、町長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年
法律第162号)第29条の規定に基づく意見を求められたので、同意を求める。

令和7年1月27日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

【参考】

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育委員会の意見聴取)

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特
に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合にお
いては、教育委員会の意見をきかなければならない。

大山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例(平成26年大山町条例第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(特定教育・保育施設の取扱方針) 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 (1) (略) (2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第10項の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項 (3)及び(4) (略) 2 (略) (特別利用教育の基準) 第36条 (略) 2 (略) 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含	(特定教育・保育施設の取扱方針) 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 (1) (略) (2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項 (3)及び(4) (略) 2 (略) (特別利用教育の基準) 第36条 (略) 2 (略) 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含

むものとして、前款(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子どもの」とあるのは、「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

むものとして、前款(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子どもの」とあるのは、「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 号

令和 6 年度準要保護児童生徒の認定の取り消しについて

令和 6 年度準要保護児童生徒の認定の取り消しについて、次のとおり提出する。

令和 7 年 1 月 2 7 日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

議案第 6 号

令和 7 年度要保護・準要保護児童生徒の認定について

令和 7 年度要保護・準要保護児童生徒の認定について、次のとおり提出する。

令和 7 年 1 月 2 7 日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

1. 令和 7 年度 要保護児童生徒認定候補者

申請児童生徒数 2 人（詳細別紙） 認定児童生徒数 人

2. 令和 7 年度 準要保護児童生徒認定候補者

申請児童生徒数 7 3 人（詳細別紙） 認定児童生徒数 人

議案第7号

指定学校の変更について

下記のとおり指定学校変更の申立てがあり、学校教育法施行令第8条の規定により、指定学校を変更するものとする。

令和7年1月27日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

記

1. 指定学校変更の申立て 1件 (詳細別紙) 認定件数 件

議案第8号

区域外就学について

下記のとおり区域外就学の申立てがあり、学校教育法施行令第9条の規定により、区域外就学を許可するものとする。

令和7年1月27日

大山町教育委員会教育長 鷲見 寛幸

記

1. 区域外就学の申立て	1件(詳細別紙)	認定件数	件
--------------	----------	------	---